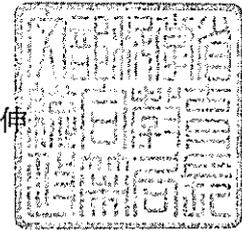


元文科教第 948 号  
令和 2 年 3 月 11 日

各 都 道 府 県 知 事  
各都道府県教育委員会教育長  
専修学校を置く国立大学長 殿  
厚生労働省医政局長  
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省総合教育政策局長

浅 田 和 伸



(印影印刷)

住民票の異動及び投票方法に関する周知啓発について（依頼）

～これから住む街に、あなたのことを教えてください。～

標記については、これまでも、各専修学校及び各種学校において、選挙管理委員会や関係団体と連携しながら、周知啓発に取り組んでいただいているところです。

選挙で投票するためには、選挙権を有しているだけでなく、住民基本台帳の情報を基に作成される選挙人名簿に登録されていることが必要であります。また、住民基本台帳は、選挙人名簿のほか様々な行政サービスの基礎となる重要な情報でありますので、進学や就職等に伴う引っ越しにより住所移転した場合には、正確な住民票異動の届出を行う必要があり、現実に居住される住所地で投票するためにも、その必要性について、十分に周知を図る必要があります。

また、住民票を移して3カ月を経過しない間における選挙（地方選挙では、当該選挙が行われる区域内で住所移転した場合に限る。）においては、旧住所地に3カ月以上居住していた場合に、当該旧住所地で投票することができますので、その投票方法として不在者投票が活用できることについて、周知を図る必要があります。

なお、「主権者教育の推進に関する有識者会議とりまとめ」（平成29年3月）においても、大学生等が住民票異動の手続きを行っておらず、現在住んでいる住所地で投票できなかったという実態を踏まえ、制度の意義や必要性について、学生、保護者ともに、十分に理解してもらうことが重要である旨の指摘がなされたところです。

総務省から周知啓発の依頼（別添1）もありましたので、専修学校及び各種学校においては、入学時のオリエンテーション等の機会を通じ、住民票異動の必要性及び不在者投票制度について、総務省作成の周知用資料（別添2）も活用しつつ、生徒等に対して十分な周知が図られるよう、周知啓発に御協力いただくようお願いします。

なお、周知用資料については、総務省ホームページに掲載されるとともに同省から選挙管理委

員会に配布されますので、必要に応じ、選挙管理委員会へお問い合わせくださるようお願いいたします。

各都道府県及び各都道府県教育委員会におかれては、所管又は所轄の専修学校及び各種学校に対して、管下に専修学校を置く各国立大学におかれては管下の専修学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、このことについて周知をお願いします。

(参考 URL)

○周知用資料「これから住む街に、あなたのことを教えてください。」(別紙2)

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000544027.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000544027.pdf)



○主権者教育の推進に関する有識者会議とりまとめ(平成29年3月)

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/syukensha\\_kyoiku/index.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/syukensha_kyoiku/index.html)



**【担当】**

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課  
専修学校教育振興室専修学校第一係  
TEL : 03-5253-4111 [内線 : 2915]